

「埼玉県水道整備基本構想（埼玉県水道ビジョン）改定案」
に対する御意見と県の考え方

（反映状況の区分）

- A：意見を反映し、案を修正した
- B：既に案で対応済み
- C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
- D：意見を反映できなかった
- E：その他

| NO. | 頁 | 御意見の内容 | 県の考え方 | 反映状況 |
|-----|----|--|--|------|
| 1 | 53 | <p>1. 本改定案に賛同します。ただし、下記の補足意見があります。</p> <p>2. 本件資料 P53 の(1)「環境への配慮」上から 6 行目に 2016 年 5 月に政府が「地球温暖化対策実行計画」の対策として 2030 年までに 2013 年度比で温室効果ガスの排出を 26%削減する中期目標を掲げ、「本県でも地球温暖化対策実行計画」の中で同様の目標を掲げている。という主旨の記載がある。</p> <p>3. その後、菅内閣で地球温暖化対策としてカーボンニュートラルを策定して 2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを決定し、2030 年では 2013 年比 46%削減目標を決定しているのである。</p> <p>4. この政府の方針に対し、地方自治体の中にこの方針に対し 700 余の自治体が賛意を表明し、具体策を検討する等としている現状である。本県においても 2022 年 10 月現在において秩父市初めさいたま市等 33 の自治体（28 市 5 町）がカーボンニュートラルに賛意を表明している（環境省 HP による）。</p> <p>5. 地球温暖化が世界的に異常気象現象を引き起こし深刻な損害が頻発していることが日常になっているのは疑う余地がない事実である。気候変動枠組条約国会議（COP27）でもその損害補償の議題で先進国と途上国が新基金の設立の合意は成立したが詳細は決まらず次回に討議することになった状況である。</p> <p>6. 以上の通りこの点については重要であるので本県の水道ビジョンの前記 2.（本県資料 P53）には、2016 年後の前記 3. の変動については触れていないが簡潔に触れるのが良いと考えます。</p> | <p>御指摘を受け、P54（県民コメント時 P53）「環境への配慮」の章に以下の表現を追加しました。</p> <p>【その後、国は「地球温暖化対策計画」を 2021 年 10 月に改定し、「2050 年にカーボンニュートラルを実現」、「2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 46%削減」という目標を掲げたことから、本県も「地球温暖化対策実行計画」の改正に着手し、同様の目標を掲げ、温室効果ガスの一層の削減に取り組むこととしている。】</p> | A |

| | | | | |
|---|--------------------------|--|---|---|
| 2 | 14 、 16 、 17 | 案には賛成である。 一部、表現をより分かりやすくする、体裁を整える、などしたほうがよい。 例えば、P14「圏域の区分」のところで、P14の図3-1は水道事業体区域が、P16, 17の図は行政区域が示されているが、統一する必要はないか。 | 御指摘を受け、行政区域に統一しました。 | A |
| 3 | 32 | 4行目の「水道用水供給事業では、各浄水場で検査可能な一部の項目を除き、水質管理センターで検査を実施している。水質管理センターでは、水道G L Pの・・・」という文章は、「水道用水供給事業においても、各浄水場及び水質管理センターで検査を実施している。特に水質管理センターでは、水道G L Pの・・・」としたほうがよい。 | 御指摘を受け、以下のとおり修正しました。 【県企業局（水道用水供給事業者）においても、各浄水場及び水質管理センターで検査を実施している。特に水質管理センターでは、水道G L Pの認定（認定項目：水質基準51項目）を取得し、水質検査の信頼性の確保に努めている。】 | A |
| 4 | 32 | 4行目の「精度管理」について、説明・注釈がほしい。 | 御指摘を受け、欄外に以下のとおり説明を追加しました。 【各検査機関において共通試料を測定し、集まった測定結果に対して統計処理を行い、検査の精度を評価すること。】 | A |
| 5 | 32 | 25行目の「水質基準項目の追加」は、「水質基準の強化」のほうがよい。 | 御指摘のとおり修正しました。 | A |
| 6 | 35 | グラフが浄水場ごとに示されているが、浄水場名に水系（荒川系、利根川系）を加えると分かりやすい。 | 御指摘のとおり水系を追加しました。 | A |